

令和2年度における浄化槽の設置状況等について



環境省は2020年度における浄化槽の設置状況、法定検査受験状況等について調査を行い、その結果を取りまとめました。

2020年度末時点の浄化槽の設置基数は、全設置基数が7,517,947基(前年度比で55,339基減少)で、内訳としては合併処理浄化槽が3,878,060基(前年度比で55,902基増加)、単独処理浄化槽が3,639,887基(前年度比で111,241基減少)でした。単独浄化槽の大幅な減少に伴い、浄化槽全般の設置基数としては減少しています。また、閉鎖性水域における富栄養化を防ぐため、窒素や磷等を除去する高度処理型浄化槽(窒素又は磷除去型、窒素及び磷除去型、BOD除去型)の設置基数は1,252,811基(2019年度は1,169,221基)であり、合併処理浄化槽の総数の32.3%(2019年度は30.6%)を占めています。

2020年度に新たに設置された合併処理浄化槽の設置基数は101,391基で、その内、高度処理型浄化槽の新規設置基数は82,103基で、合併処理浄化槽の新規設置基数の81.0%(2019年度は78.7%)を占めています。

2020年度における、浄化槽法第7条に基づく浄化槽の設置後等の水質検査(通称7条検査)の受検率は96.8%で、2019年度比では2.4ポイント増加しています。近年は90%程度でほぼ横ばいに推移しています。

また、浄化槽法第11条に基づく定期検査(通称11条検査)の受検率は45.7%(合併処理浄化槽のみでは63.9%)と2019年度比1.9ポイント増加(合併処理浄化槽のみでは1.7ポイント増加)と増加していますが、依然低い水準であるため、浄化槽の維持管理については、引き続き受験率向上に向けた取り組みが必要であるとしています。

単独処理浄化槽の2020年度末時点での設置基数は3,639,887基で、このうち旧構造基準(昭和44年建設省告示第1726号)に基づく単独処理浄化槽は878,741基、新構造基準(昭和55年建設省告示第1292号)に基づく単独処理浄化槽は2,761,146基が残存しています。これらのうち、設置からの経過年数が30年を超過したものについては、破損や漏水等が懸念されることから、合併処理浄化槽への転換を推進する必要があるとしています。

当社では、浄化槽排水を含む多くの排水分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2022年3月4日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 武井友宏

